

第1章 基本指針

1. 小郡市の地域自治の現状と課題

(1) 地域自治の現状

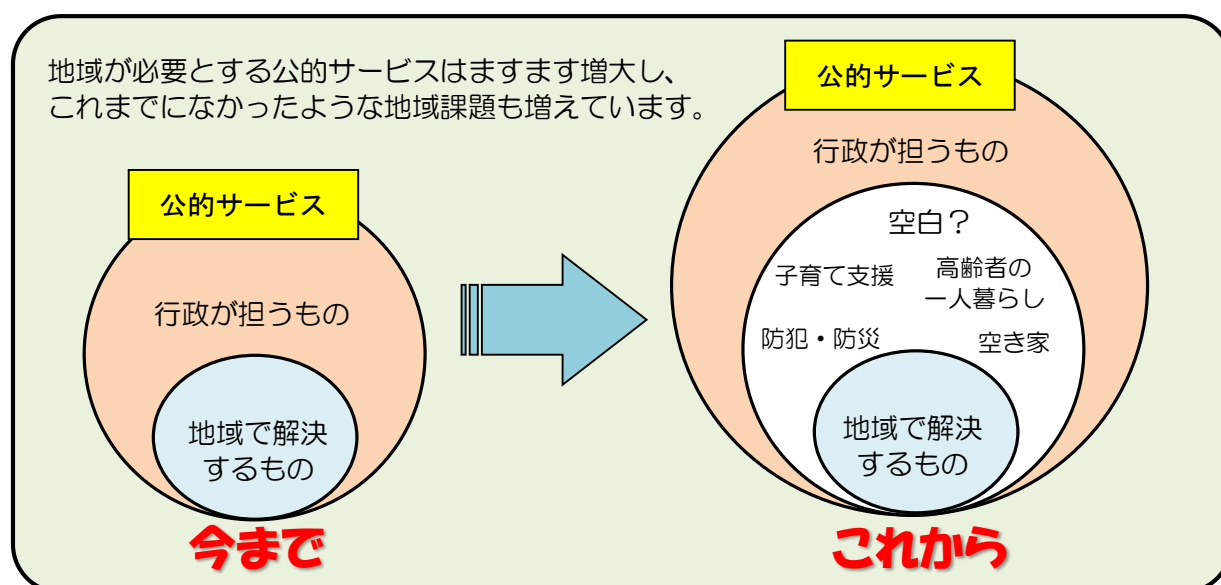
これまで、本市では、地域自治の役割を、区長を中心とした自治会（行政区）に大きく頼ってきました。しかし、平成21年度に実施した実態調査アンケートでは、地域自治の現状と自治会（行政区）が抱えるさまざまな課題が浮き彫りになりました。

- ① 自治会役員の人材（担い手）の不足
- ② 隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下
- ③ 昔ながらの地域コミュニティの崩壊
- ④ 核家族化や都市化による自治会加入率の低下
- ⑤ 少子高齢化による新たな課題への対応

(2) 新たな地域課題の増大

自治会（行政区）では、これまでは隣近所の助け合いなどで解決できていた問題が、今では相互扶助意識の低下により、地域では解決できない状況になってきています。

また、防犯や防災の対策、環境や教育の問題など、一つの自治会（行政区）だけでは対応が困難な課題も多くなってきています。さらに、高齢化の進行により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきています。

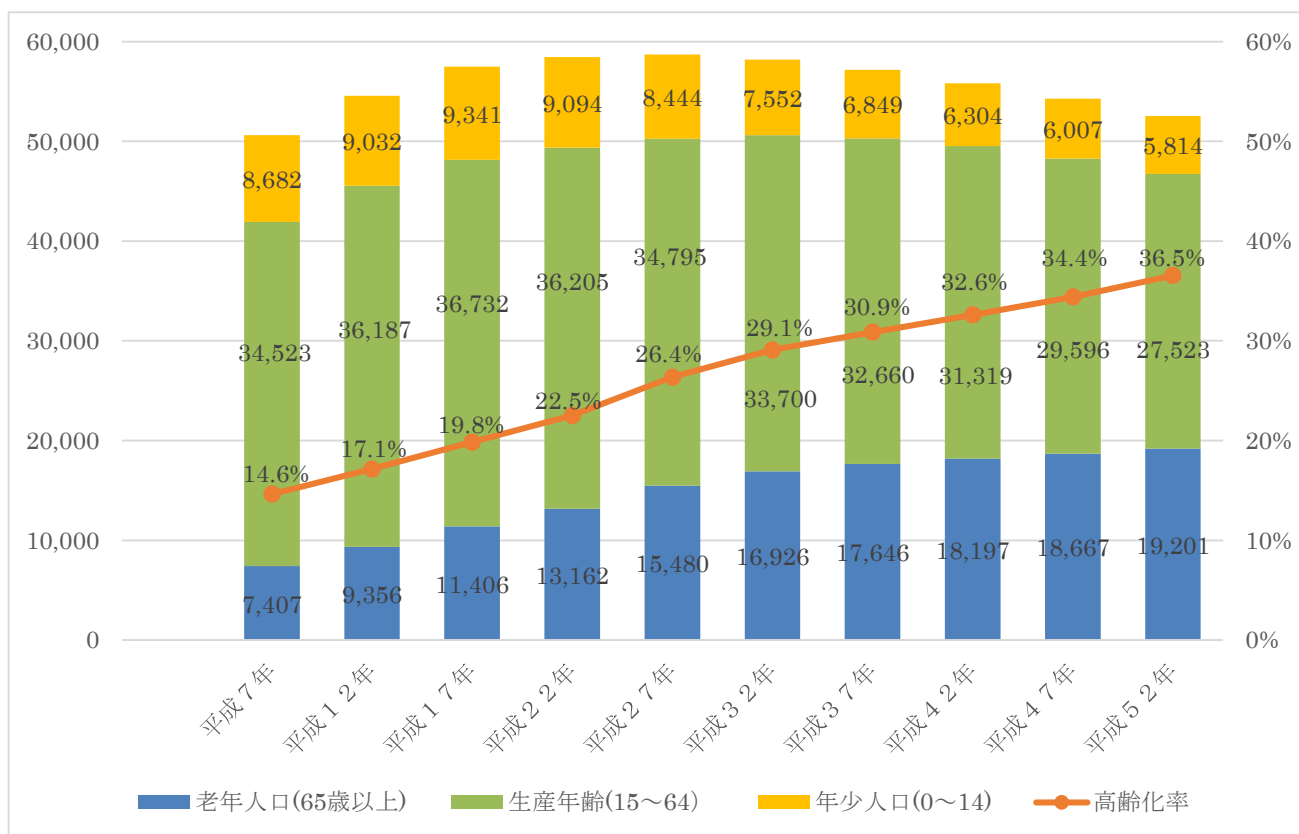


(3) 少子高齢化の進行

①現在の小郡市の人口等

小 郡 市	平成27年1月1日現在
人 口	59,507人
うち65歳以上人口（高齢化率）	14,612人（24.6%）

②小郡市の将来人口推移



※人口推計部分（平成27年以降）：出典「日本の地域別将来推計人口（H25.3月）」（国立社会保障・人口問題研究所）

今から25年後（平成52年）の本市の人口推計では、総人口は6,969人減少し、52,538人と予測されています。また、高齢者人口は、4,589人増加し、高齢化率は36.5%と予測されており、年少人口の減少とあわせて、本市の将来の少子高齢化の姿が見えてきます。

これからは、少子高齢化社会の到来から発生する問題が、さまざまな分野で市民生活に大きく影響を及ぼしていくことが予想されます。

このことから、本市においても、これらの地域課題を解決していくために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、市民主体のまちづくりの実現と地域コミュニティの活性化を目指した、新たな地域自治の体制づくりが必要になっているといえます。

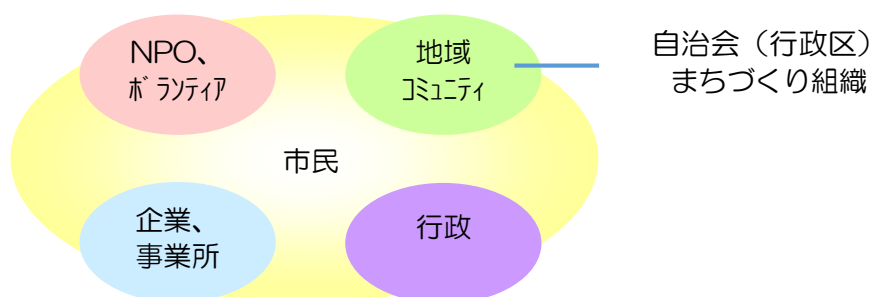
2. 新たな地域自治の体制づくり

(1) 協働の定義

本市では、平成23年3月に第5次小郡市総合振興計画を策定し、その中で、基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定め、新たな地域自治の体制づくりとして、市民と行政との協働のまちづくりを推進していくことを決定しました。

「協働」とは、「地域課題を解決するために市民相互が、または、市民と行政が、お互いの個性や能力を活かしながら連携・協力して活動し、その成果を共有していく営み」をいいます。

※ここでいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、自治会（行政区）など地域コミュニティ、NPO・ボランティア団体など各種団体や組織、企業・事業所等も含めた、この地域に住み、活動する全ての主体を指します。また、「行政」とは、各行政機関及び市職員を指します。



(2) 基本理念

私たちは、小郡市を、豊かな人と人とのつながりで、誰もが安心して暮らすことのできるまちにしたいと願っています。この願いを実現するために、一人ひとりの人権が大切にされるまちを基本として、人と人との豊かなつながりを大切にしながら、市民も行政も、小郡市に住むみんなが協働してまちづくりを進めていくこととします。

(3) 自助・共助・公助

「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、自助・共助・公助の組み合わせによって、相互に補完し合いながら地域課題の解決にあたるのが「協働」の考え方です。

協働の基本となる考え方

自助：身の回りの生活上の問題は、最も身近な個人や家族が解決にあたる。

共助：市民や地域の助け合いで解決にあたる。

公助：行政や公的機関等が公的に支援を行う。

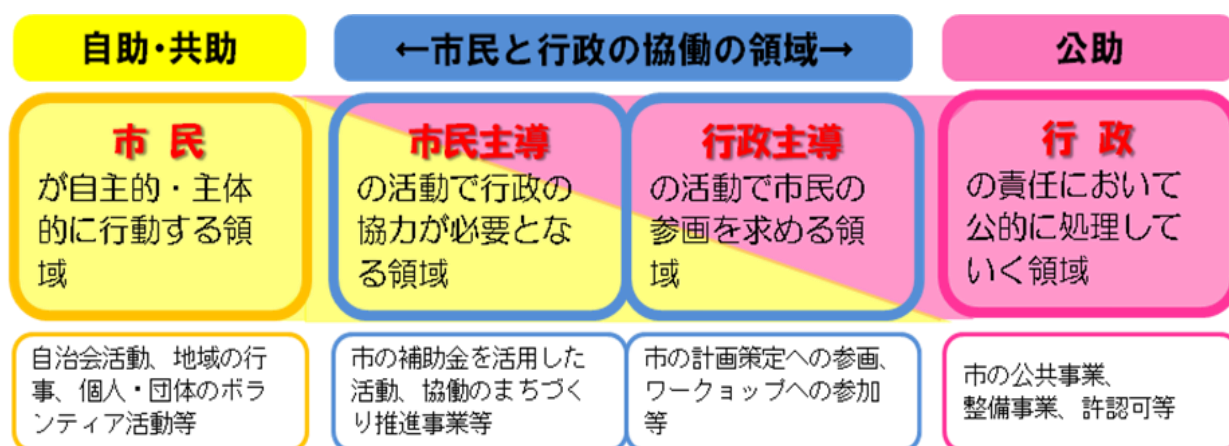


（４）協働の領域

協働には、「市民相互の協働」と「市民と行政の協働」があります。

「市民相互の協働」とは、「自助・共助」の範囲において、さまざまな市民・団体の皆さんが個々の得意分野や個性を活かしながら、連携・協力して取り組んでいくことです。

また、「市民と行政の協働」は、「自助・共助」と「公助」との中間の部分が、その領域として考えられます。例えば、問題解決のために市民が主体的に活動することに対して、行政が財政支援や市職員による人的支援を行うこともあれば、行政が主体的に行うことに対して、市民が参画することも考えられます。



○さまざまな「市民と行政の協働」の形態

協働の形態	概 要
事業委託	市民の主体性、専門性など個性や能力を活かして、行政が行うよりも効率的、効果的に実施できる事業については、その全部又は一部を委託する形態です。
事業協力	市民と行政の相互の役割分担により、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業を行う形態です。

実行委員会	市民と行政が人的、物的資源を相互に出し合い、新たな組織を設置して取り組む形態です。実行委員会は、イベントの開催など期間を限定した組織であることが通常です。
共催（共同主催）	市民と行政が、共に主催者（共同主催）となり、事業の企画や実施を共同で行う形態です。主催者として事業の責任と関わりが求められます。
後援（名義後援）	市民が主催する事業に対して、行政が名義使用などによる支援を行うことにより、社会的信頼が高まることや市民の理解や関心が促進されることが期待されます。
補助金・助成金	市民が主体となって行う事業に、行政が政策目的を達成する観点から財政支援を行う形態です。

（５）協働に期待される効果

協働のまちづくりに期待される効果として、次の３点があげられます。

① 市民主体のまちづくりの実現

市民の自主的・主体的な活動を通じて、多くの市民・各種団体等の皆さんのまちづくりへの参画を促すことができます。

また、地域でまちづくりの担い手を幅広く募ることによって、お互いの役割分担を促進し、人材の活用と育成を図ることが期待できます。

② 地域の実情に応じたまちづくりの実現

行政の一律的な事業では対応が困難な地域課題にも、地域の実情や特性に合わせて個性的で多様なまちづくりが行えるようになります。

また、自治会（行政区）単位では対応が困難な問題も、自治会（行政区）の範囲を超えた広域的な取り組みが可能になります。

③ 既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化

地域の自治会（行政区）や各種団体等の個性や能力を活かしながら、さまざまな知恵やアイデアを持ち寄ってまちづくりを実践することで、それぞれの活動を活性化することができます。

3. まちづくり組織の役割

(1) まちづくり組織とは？

① 3つのキーワード（手法）

本市では、平成24年度から、協働のまちづくり事業の取り組みを推進しています。

この協働のまちづくり事業は、各小学校区を単位として、自治会（行政区）や各種団体等の皆さんを主体とした「まちづくり組織」を設置し、一人ひとりの人権を尊重しながら、具体的なまちづくり活動に取り組んでいくことによって、地域課題の解決と市民の自主的・主体的なまちづくりの実現を目指したものです。

「まちづくり組織」では、全ての活動に人権の尊重を中心に据え、「協働」「参画」「共感」を3つのキーワード（手法）として、まちづくり活動を推進していくこととします。

協働	市民と行政は、まちづくりのパートナーです。 互いの立場を尊重し、対等の関係で、共通の目的を達成するために連携・協力して取り組みを進めます。
参画	まちづくりの主役は市民です。 市民は、さまざまなまちづくりに参画し、自分たちで知恵を出して考え、自分たちで決定し、自分たちの力で実践します。
共感	お互いの思いを受け止め、お互いに理解を深めることによって、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることです。 お互いの人権を尊重する共感と、そこから生まれる行動を通して、人と人々が豊かにつながるまちづくりの取り組みを進めます。

※現在、各小学校区では、「〇〇校区まちづくり準備会」「〇〇校区協働のまちづくり協議会」「〇〇校区まちづくり委員会」などさまざまな名称が使用されていますが、本計画では「まちづくり組織」として総称することとします。

●なぜ小学校区単位なの？

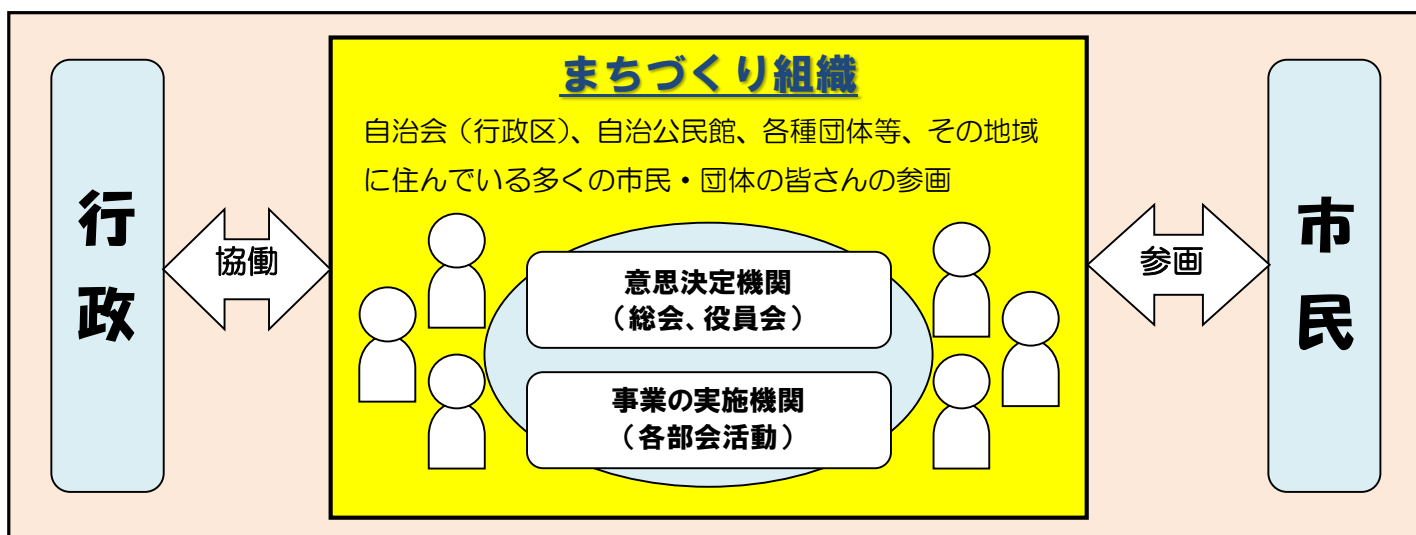
まちづくり組織の単位を小学校区とした理由は次のとおりです。

- ①市民の日常的な生活圏内で、面識社会を構成できる範囲であること
- ②地域の問題を自らの問題として共有できるコミュニティの範囲であること
- ③PTAや子ども会活動など小学校を中心とする既存のネットワークが活用できること
- ④地域活動の拠点として校区公民館を活用できること

②まちづくり組織の活動

まちづくり組織は、役員会や総会など「意思決定機関」としての役割と、まちづくり活動を具体的に実践する「事業の実施機関」としての役割を併せ持つものです。

さまざまな地域課題の中で、自治会（行政区）で取り組むよりも、小学校区単位で取り組んだほうが効果的、効率的な活動については、このまちづくり組織の部会活動として取り組むことができます。



※まちづくり組織の構成団体（例） ※各種団体等の名称は例示です。

- ① 自治会（行政区）、自治公民館、老人会、子ども会など、地域（地縁）を基盤に活動しているもの
- ② PTA、消防団、防犯団体など、地域（地縁）を基盤に目的別・課題別に活動しているもの
- ③ NPO、ボランティア団体など、地域（地縁）を超えて目的別、課題別に活動しているもの

③自治会（行政区）との関係

まちづくり組織は、小学校区において、自治会（行政区）や各種団体等の皆さんが連携・協力していくための地域の共同体です。

それぞれの自治会（行政区）が、地域活動を行っていくことを前提としながら、さらに小学校区のまちづくり組織の連携・協力によって、まちづくりを重層的に補完していくことを目指したものです。

そのため、小学校区にまちづくり組織が設置されても、従来の自治会（行政区）の役割や業務が、まちづくり組織に移管されるものではありません。

(2) まちづくり組織に期待される役割と活動

まちづくり組織では、地域社会に豊かな人と人とのつながりで、誰もが安心して暮らすことのできるまち、一人ひとりの人権が大切にされる地域社会の構築を目指していく役割と活動が期待されます。

平成26年5～7月に実施した「協働のまちづくり市民参加型会議(ワークショップ)」において話し合われた内容を基に、まちづくり組織に期待される役割と活動について例示しています。

●地域課題の解決に向けて

①安全・安心体制の確立

防災活動の中心的な役割は、自治会(行政区)の自主防災組織が担うこととなりますが、小学校区では、自治会(行政区)の自主防災組織の活動を支援するため、勉強会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、避難訓練の実施等の取り組みが求められます。防犯活動についても、小学校区での防犯パトロール等の取り組みが効果的です。

《活動例》

- ・防災の勉強会、研修会の開催
- ・防災マップ、危険箇所マップの作成
- ・防災訓練、避難訓練の実施
- ・子どもの見守り活動、防犯パトロール組織の充実
- ・情報の提供 など

②高齢者の見守り、健康増進

これまでも、高齢者が安心して日常生活が送れるよう、ふれあいネットワーク事業や高齢者の見守り活動など、行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動が推進されています。今後も、高齢者の誰もが安心して暮らせるような地域の支え合いが必要です。

《活動例》

- ・高齢者の見守り活動(ふれあいネットワーク)
- ・健康づくり、介護予防の充実(サロン事業)
- ・高齢者の出番づくり、引きこもり予防
- ・生活支援活動(困りごと相談、買い物支援など) など

③青少年の健全育成、次世代育成

次世代を担う子ども達がさまざまな人達と出会い、体験を重ねることは、地域の教育力として重要な役割です。今後も、地域で積極的に青少年の健全育成に向けた活動を行っていく必要があります。

《活動例》

- ・あいさつ運動（オアシス運動）、通学路の見守り活動
- ・子ども達の自主的活動（通学合宿、集団キャンプ）
- ・高齢者と子どもの多世代交流
- ・子育てサークルの充実、子ども会への支援 など

④生活環境の維持・改善

これまで、地域では環境美化活動や一斉清掃等さまざまな環境衛生に係る事業に取り組まれています。今後も、市民が快適な暮らしを送ることができるよう、生活環境の維持・改善に向けた取り組みを推進していく必要があります。

《活動例》

- ・道路、河川、公園の除草や一斉清掃、空き缶拾いなど環境美化活動
- ・空き地等の環境の適正管理
- ・竹切り、花壇づくり、公園整備
- ・ペットのふん、ごみのポイ捨てなどマナーアップキャンペーン
- ・自然に触れ合うイベント、環境に関する勉強会 など

●組織運営の活性化に向けて

①地域交流・親睦

お祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、市民同士の交流をさらに促進し、地域の絆を深めることが重要です。子どもや大人、高齢者、障がいがある人など、地域に住む皆さんがお互いに知り合い、理解し合うことが地域の支え合いにつながります。

また、古くから伝わる歴史や文化などを守り、次世代に伝えることで、地域への愛着を深めることが大切です。

《活動例》

- ・夏祭り、文化祭、地域の伝統行事
- ・スポーツ大会、レクリエーション活動、あいさつ運動
- ・音楽や映画などを楽しむサークル活動の活性化
- ・伝統的な行事の次世代への継承
- ・名所、歴史の観光資源の掘り起しとPR など

②情報発信・情報共有

地域のまちづくり活動に関する情報を共有するとともに、まちづくり活動への参画の必要性や意義についても積極的に発信することで、市民の関心を高め、まちづくり活動の活性化につなげる必要があります。

《活動例》

- ・校区のまちづくりだより（通信）や広報紙の作成、発行
- ・地域の回覧板、ホームページの活用
- ・アンケート調査やワークショップの開催などによる課題の共有

③活動を担う多様な人材の活用

「まちづくりは人づくり」といわれるように、地域のまちづくりや活動を進めるためには、まちづくりを実践する人材の発掘や新たにまちづくりの担い手となる人材の活用が重要になります。

地域には多くの市民が住んでいて、それぞれに得意分野や豊富な知識、経験を持っています。小学校区のまちづくりには、多様な皆さんが参画し、役割が担えるよう、まちづくりの人材を発掘し、活用を図っていくことが大切です。そのことが新たな人材の育成につながります。

《活動例》

- ・行事や活動への参加の声かけ（お誘い）
- ・行事や活動の役割分担（出番づくり、居場所づくり）
- ・自治会（行政区）や各種団体等の活動の共有、勉強会
- ・新しい役員の引継ぎ勉強会

（３）まちづくり組織の部会構成

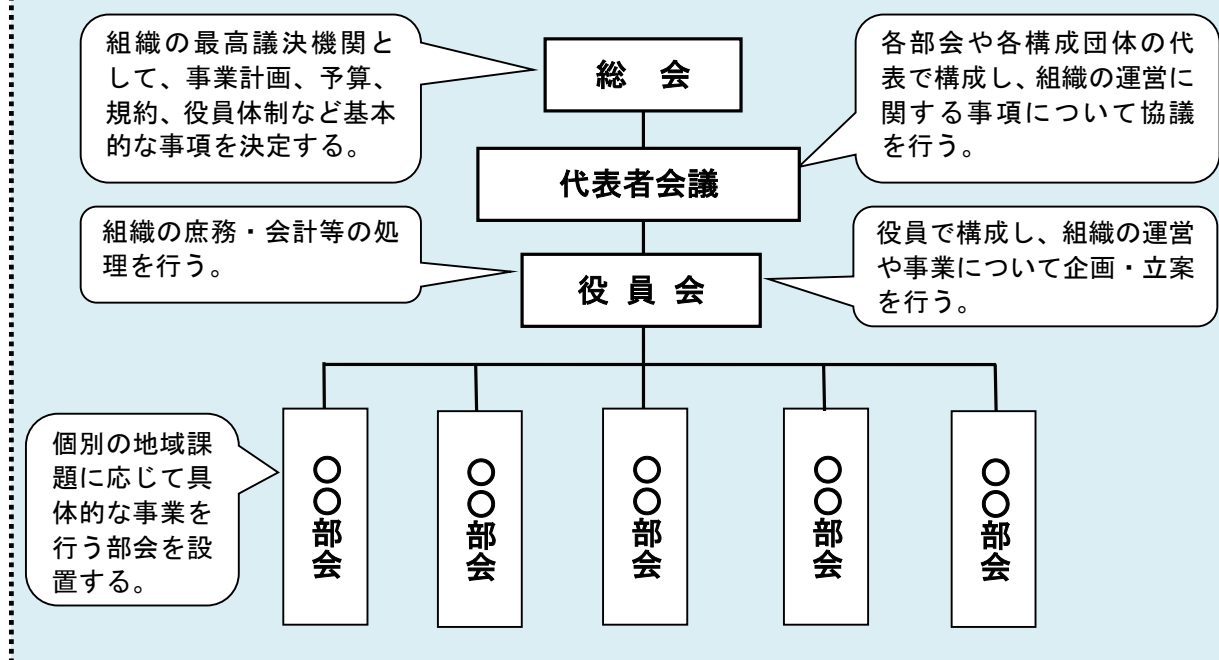
まちづくり組織には、「意思決定機関」として総会、代表者会議、役員会等が組織され、「地域課題の解決に向けた具体的な事業を実施する機関」として各部会が設置されます。これにより小学校区における具体的な協働のまちづくり事業が推進されることとなります。

部会については、全校区のまちづくり組織において標準的に設置する「必置部会」と、地域の実情や特性に応じて任意で設置する「任意部会」に分類します。

「必置部会」は、「防災に関する部会」「青少年育成に関する部会」「環境衛生に関する部会」「健康福祉に関する部会」の４部会とし、まちづくり組織の活動の基盤となる部会として位置付けます。

「任意部会」は、それぞれの地域の実情や特性に応じて、さまざまな部会の設置を検討・協議していただくことができます。

まちづくり組織の構成（例）



	部 会	活 動 内 容 の 例
必置部会	防災に関する部会	自主防災活動、防災マップの作成、防災研修会など、地域の防災力の強化に取り組んでいく事業
	青少年育成に関する部会	青少年育成活動、子育て支援活動、家読推進活動など、次世代育成として地域子ども達を地域で育てていくことに取り組んでいく事業
	環境衛生に関する部会	リサイクル推進活動、地域の美化作業、道路・公園の清掃活動など、市民の生活環境の維持、改善に取り組んでいく事業
	健康福祉に関する部会	高齢者の見守り活動、サロン事業、健康づくり事業など、健康福祉を増進していく事業

※活動内容はあくまで例示です。この他にも、地域の実情や特性に応じて、さまざまな活動を実施していただくことができます。

4. 協働のまちづくり推進事業（市の支援策）

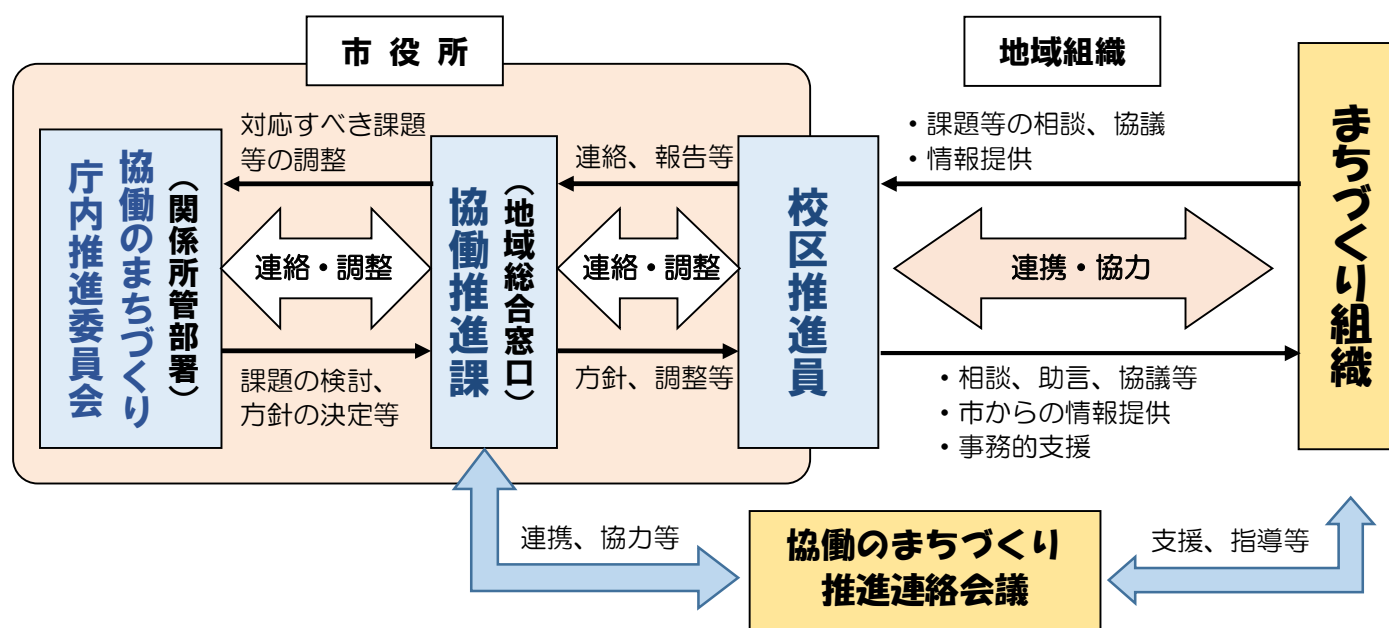
（１）協働のまちづくりの推進体制

本市では、協働のまちづくり事業を推進するため、各まちづくり組織の運営・活動を支援します。

地域の抱えるさまざまな課題に対しては、行政の関係所管部署が情報を共有し、連携して対応できる体制を整える必要があります。そのため、協働のまちづくりに関する地域総合窓口を「協働推進課」に置き、小学校区のまちづくり組織との連携・協力を行うとともに、庁内に「協働のまちづくり庁内推進委員会」を設置し、推進体制を確保します。

また、全市的な協働のまちづくり事業のさらなる推進とまちづくり組織の連絡・調整を図るため、まちづくり組織の代表者等による「協働のまちづくり推進連絡会議」を設置します。

※まちづくり組織の構成はP 8の図を参照



（２）校区推進員による人的支援

小学校区における協働のまちづくり事業を活性化するために、事務局支援の機能が重要になることから、平成 26 年度から年次的に「校区推進員」を各校区公民館に配置しています。

今後も、校区推進員の配置により、まちづくり組織の自立的な運営に向けた支援を行います。

(3) 地域活動の拠点施設の確保

まちづくり組織がさまざまな活動を継続的に実施していくためには、活動の拠点となる施設が必要です。

本市では、小学校区に設置されている校区公民館を協働のまちづくり活動の拠点施設として位置付けます。

校 区	拠点施設	校 区	拠点施設
のぞみが丘小学校区	のぞみがおか生楽館	大原小学校区	大原小（公民館準備室）
三国小学校区	ふれあい館三国	小郡小学校区	小郡交流センター
立石小学校区	くろつち会館	御原小学校区	御原校区公民館
東野小学校区	ひまわり館東野	味坂小学校区	味坂校区公民館

(4) まちづくり組織への財政支援

まちづくり組織が、組織を運営し、まちづくり活動を推進していくためには、その規模や活動内容等に応じた公的な財政支援が必要です。

市としては、まちづくり組織が、地域自治のための組織であるとともに、小学校区における公共サービスの担い手であることから、「協働のまちづくり推進事業支援金」による財政支援を行います。

(5) 市民への情報提供と市職員の意識啓発

多くの市民や各種団体等の皆さんが、「協働」の意味や必要性を理解し、まちづくりへの関心を高めていくために、協働のまちづくりに関する情報を広報おごおりやホームページ等で積極的に発信するとともに、説明会等を実施することによって、市民への情報提供に努めます。

また、市職員の協働のまちづくり事業に対する理解を深めるとともに、地域のまちづくり活動への積極的な参画と協力を促していくためにも、市職員の意識啓発を進めます。